

南伊勢町郵便入札実施要領

令和2年4月28日

告示第75号

(趣旨)

第1条 この要領告示は、南伊勢町が発注する建設工事、業務委託、物品購入等について、郵便による入札(以下「郵便入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 郵便入札の対象は、南伊勢町指名審査会において適当と認める案件とする。

(郵便入札における指名通知書)

第3条 郵便入札においては、指名通知書(郵便入札用)(様式第1号)に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 入札書(郵便入札用)(様式第2号)及び内訳書(以下「入札書等」という。)の郵送方法
- (2) 入札書等の到達期限
- (3) 入札書等の送付先
- (4) 開札の日時及び場所
- (5) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (6) 予定価格を事前公表する案件にあつては当該予定価格
- (7) 無効となる条件
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(入札書の郵送方法)

第4条 入札参加者は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で入札書等の到達期限までに到達するように送付しなければならない。

2 封筒は入札用の内封筒及び郵送用の外封筒の二重とする。

3 内封筒は表側に「工事(業務、物品)名」及び「入札書在中」と記載し、1件ごとに作成し、入札書とともに内訳書を封緘及び封印しなければならない。

外封筒は表側に「到達期限」を記載し、「入札書在中」と朱書きし、内封筒及び内訳書納税確認書類を封緘及び封印しなければならない。

ただし、納税確認書類については、入札参加に係る納税証明書の提出により納税確認済みの町内事業者に限り、添付を省略することができる。

(郵便入札に係る費用の負担)

第5条 郵便入札に係る費用については、入札の結果に関わらず、入札参加者の負担とする。

(郵便入札の辞退)

第6条 入札を辞退しようとするときは、到達期限までに入札辞退届を送付しなければならない。

(入札書等の保管等)

第7条 入札執行従事者は、入札書等が到達したときは、外封筒を開封し、納税確認書類の確認を行う。内封筒は開封せずに、納税確認書類とともに開札日時まで金庫において厳重に保管するものとする。

(無効の取り扱い)

第8条 入札心得書に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 第4条に規定する送付方法以外の方法で到達した入札
- (2) 到達期限を過ぎて到達した入札
- (3) 一度到達した入札書等入札書及び内訳書を差し替えた入札
- (4) その他入札条件に違反してなされた入札

(開札等)

第9条 開札は、指名通知書で指定した日時及び場所において、入札事務及び発注案件に係のない職員2名(以下「立会職員」という。)を立ち合わせ行うものとする。

2 ~~入札参加者は、希望があれば開札に立ち会うことができる。~~入札参加者は、感染症の流行時又は災害の発生時等を除き、希望により開札に立ち会うことができる。~~ただし、感染症の流行等により立ち会うことが適当でない場合は、この限りではない。~~

3 入札執行回数は1回とする。ただし、予定価格を事前公表しない案件については、2回とする。

(再度入札)

第10条 予定価格を事前公表しない案件に限り、第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度入札を行うことができる。

2 再度入札を行う場合は、第1回目の入札の応札者に対し、次の各号に掲げる事項をFAX等で通知するものとする。

- (1) 再度入札を行う旨
- (2) 第1回目の最低入札額
- (3) 再度入札の到達期限
- (4) 再度入札の送付先
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(くじによる落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格の入札をした者が複数者ある場合は、直ちにくじにより落札者を決定する。

2 前項の場合は、別紙1のとおり実施するものとする。

(落札者への通知等)

第12条 落札者が決定したときは、速やかに当該落札者に連絡後、書面により通知を行うものとし、入札結果については、契約後に公表するものとする。

(異議の申し立て)

第13条 郵便事故等により入札書等が到達期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

第14条 この要領告示に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。